

参 考 資 料

この資料は、第7次小樽市総合計画・基本構想の作成に当たり「現状と課題」及び「施策の体系・内容」を整理したものであり、今後「基本計画」を作成する過程で記載内容は変更することがあります。

平成30年5月 小樽市

施策1 子ども・子育て支援

現状と課題

本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は、全国、全道の平均値をともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、市民アンケートの結果や人口対策の観点からも、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、また、住み慣れた地域で安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援が求められています。

障がいのある子どもの発達を支援するため、乳幼児期から就学後までの一貫した効果的な支援ができるような相談体制や支援体制も求められています。

共働き世帯の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しています。働きながら安心して子育てができるように、保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実が必要となっています。

少子化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもを生み育てる家庭環境は大きく変化しています。子育て家庭が地域社会の中で孤立しないように、地域社会全体で子育てを支援する新しい支え合いの仕組み作りが求められています。

育児不安やストレスから児童虐待につながる事例が見受けられており、関係機関と連携を図りながら、保護が必要な子どもとその家族に対する支援が必要となっています。

また、子どもの発達に悩みを抱える保護者への支援や、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できるための取組が求められています。

ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。このため、相談体制の充実や経済的負担の軽減と就労支援策の充実などが求められています。

青少年の非行や問題行動の低年齢化、また、インターネットなどの普及による有害情報の氾濫、個人情報の漏えいなど、青少年を取り巻く環境は、益々、複雑化、多様化しています。心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、子どもが自ら考え行動できる力を身につける学習の機会の提供や、学校、家庭、地域などと連携して、青少年を見守り育てるためのより良い環境づくりが必要となっています。積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う人材育成といじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対する適切な助言、指導が求められています。

また、子どもたちが安全で安心してスポーツや文化活動などを行う「地域子ども教室」や放課後児童の健全育成のために開設する「放課後児童クラブ」の充実が求められています。

施策の体系・内容

- (1) 妊娠・出産・子育て支援の充実
 - ・妊産婦と乳幼児の健康診査や出産・育児に関する相談の実施など母子保健活動の充実
 - ・子育てに関わる医療費の負担軽減
 - ・周産期医療体制の維持と小児救急医療の充実
 - ・乳幼児期からの正しい食習慣の定着や食に関する知識の普及
 - ・発達に支援が必要な子どもへの相談支援体制の充実
 - ・障がいのある子どもの療育支援体制の充実
- (2) 保育サービスの充実
 - ・就業形態の変化や多様化する保育ニーズへの対応
 - ・延長保育、病児保育、一時保育など各種保育サービスの充実
 - ・規模や地域性、官民の役割など、保育所の在り方についての総合的な検討
 - ・保育環境の整備、充実
- (3) 地域子育て支援の推進
 - ・親子同士が交流できる場の充実
 - ・地域における子育て支援の拠点の充実
 - ・地域における育児の相互援助活動の推進
 - ・児童が放課後等を安全、安心して過ごせる居場所の充実
 - ・地域ボランティアスタッフの協力による、地域子ども教室の利用拡大
- (4) 子どもを守る仕組みの充実
 - ・関係機関との連携強化による相談支援体制の充実
 - ・児童虐待の予防や早期発見、早期解決
 - ・子どもの貧困に関する実態把握と対策
- (5) ひとり親家庭への支援
 - ・ひとり親家庭の相談体制の充実
 - ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減
 - ・ひとり親家庭の親の就業支援策の充実
- (6) 地域活動団体への支援とリーダーの養成
 - ・青少年健全育成の推進
 - ・子ども会など地域で活動する団体の支援
 - ・青少年団体と連携した地域における活動を担うリーダーの養成
- (7) 見守り育てる環境づくり
 - ・学校、家庭、地域などと連携した少年非行の早期発見と指導の充実
 - ・青少年や保護者の抱える様々な悩みに適切に応じる相談事業の充実
- (8) 「子どもの権利条約」の普及と啓発
 - ・子どもの基本的人権の尊重と保護
 - ・「子どもの権利条約」の普及と啓発
 - ・「子ども会議」など「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえた事業の実施

施策2 学校教育

現状と課題

国においては、グローバル化や情報化など急激な社会的変化の中にあっても、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けることができる学校教育の実現を目指して、学習指導要領の改訂が行われました。

子どもたちの学力の状況は、小・中学校ともに全国の平均正答率との差が縮まるなど改善の傾向が見られるものの、全国に比べて十分とは言えない状況にあり、授業改善を一層推進する必要があります。また、1日の家庭での学習時間が短く、スマートフォン等を利用する時間が長いなど生活習慣の改善が課題となっています。こうした課題の解決を図るには、学校・家庭・地域が一体となって確かな学力の育成と望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

いじめの認知件数は増加傾向にあることから、関係法令等を踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応など危機感とスピード感をもって対応することが重要です。また、不登校については、小・中学校ともに増加傾向にあり、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援と未然防止の取組を推進する必要があります。

子どもたちの体力の状況は、全国平均との差が縮まってきているものの、全国に比べて十分とは言えない状況にあります。また、学校の授業以外における運動時間についても、全国平均より少ないという結果となっています。体力は、精神面をはじめあらゆる活動の基盤となるものであり、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図る必要があります。

特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数は増加傾向にあり、障がいの重複化や多様化が見られることから、児童生徒の障がいの状態等に応じた環境を整えていく必要があります。

学校教育の成否は、児童生徒に直接触れ合う教員の人間性や指導力によるところが大きいことから、教員の資質・能力の向上を図る必要があります。

児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化による教育上のデメリットが顕在化していることから、教育環境の向上を図るため、学校再編と施設設備の充実に努める必要があります。また、教育課題の多様化に対応するため、学校段階間の連携・接続の推進や学校運営協議会制度の活用など、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てていく必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 未来を創る力の育成
 - ・ 確かな学力の育成
 - ・ 特別支援教育の充実
 - ・ 国際理解教育の充実
 - ・ 理数教育の充実
 - ・ 情報教育の充実
 - ・ キャリア教育の充実
- (2) 豊かな心の育成
 - ・ 道徳教育の充実
 - ・ ふるさと教育の充実
 - ・ 読書活動の充実
 - ・ 体験活動の充実
 - ・ コミュニケーション能力の育成
 - ・ いじめや不登校への取組の充実
- (3) 健やかな体の育成
 - ・ 体力・運動能力の向上
 - ・ 食育の推進
 - ・ 健康教育の充実
- (4) 家庭・地域との連携・協働の推進
 - ・ 家庭教育支援の充実
 - ・ 学校と地域の連携・協働の推進
- (5) 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現
 - ・ 学校段階間の連携・接続の推進
 - ・ 学校再編の推進
 - ・ 学校施設・設備の充実
 - ・ 教職員の資質・能力の向上
 - ・ 学校安全教育の充実

施策1 地域福祉

現状と課題

近年、人口減少・少子高齢化の進行や、非正規雇用の増加などの社会経済情勢の変化によって、ダブルケアや生活困窮、虐待、ひきこもりなど、複合的で多様な課題を有する世帯が増加する一方で、地域のつながりは希薄化しているため、個々の課題解決が難しくなっています。

こうした状況から、日常の支え合いを広げ、個々の問題を地域の課題として受け止め、解決に向けて連携していく意識の普及と、多様な課題に対応できる体制の整備を図り、自助・互助・共助・公助の連携により地域全体の福祉を発展させていく必要があります。

また、住まいや移動などにおける物質的なバリアだけではなく、偏見や差別といった心のバリアを取り除き、ハードとソフトの両面から、人に優しい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進
 - ・ ボランティア団体による市民主体の地域づくり
 - ・ 市民後見人による権利擁護事業の普及、推進
- (2) 多様な課題解決に向けて連携する市民意識の醸成と対応体制構築
 - ・ 住民の困り事を地域の課題として共有する意識の醸成
 - ・ 複合的課題に対応できる包括的相談支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度などセーフティネットの充実
- (3) バリアフリーの推進
 - ・ 快適、安全な生活ができる環境整備

施策2 高齢者福祉

現状と課題

本市の高齢化率は上昇しており、要介護者や支援等を必要とする高齢者の増加が見込まれます。健康づくりや介護予防の取組の推進と、医療と介護の連携ならびに地域で高齢者を支える担い手づくりなど、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。

国の推計によると、認知症高齢者の数は、2025年には全国で700万人となるとされており、本市においても認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症高齢者の人が安心して暮らせるまちづくりとして、地域の見守り体制の構築と認知症の家族の支援の充実が求められます。

また、高齢者の介護予防・生活支援サービスを充実するために、サービスの担い手となる住民主体の活動の広まりと、高齢者自身も地域の支え手として活躍でき、生きがいを持ちながら、いきいきと生活できるような仕組みづくりを行う必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 健康づくりと介護予防の取組の推進
 - ・介護予防に関する普及啓発
 - ・介護予防のための通いの場の充実
 - ・地域包括支援センターによる相談支援体制の強化
- (2) 高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進
 - ・生活支援体制の充実
 - ・医療・介護等多職種による連携体制の構築
 - ・認知症の人の地域の見守り体制の構築と家族への相談支援の充実
- (3) 高齢者の生きがいづくりの推進
 - ・ボランティア団体や地域のコミュニティ団体等の様々な活動主体との協力
 - ・社会参加の機会の促進

施策3 障がい者福祉

現状と課題

障がいのある人が、ノーマライゼーション理念の下に、自己選択と自己決定の機会が確保され、社会の様々な活動に参加、参画できる社会を実現するためには、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している障壁を除去するとともに、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮して自己実現できるような支援が求められています。

また、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、日中の活動の場や住まいの場など障がいの特性やライフステージに応じたサービスの提供や、障がいのある人やその家族への相談支援など、地域生活を支援する体制の充実を図る必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 自立と社会参加の促進
 - ・社会参加の促進
 - ・雇用・就労の支援
- (2) 地域生活の支援体制の充実
 - ・生活支援の充実
 - ・保健医療の充実
- (3) ノーマライゼーション社会の実現
 - ・権利擁護や障がいに対する理解の促進
 - ・情報提供、コミュニケーション支援の充実

施策4 保健衛生

現状と課題

本市はがんや心疾患、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病による死亡率が全国より高い状況にあり、また、高齢化率も全国と比べても高い状況にあります。

そのため、生涯にわたり健やかに暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を心掛け、健康増進や疾病予防に結びつけることにより「健康寿命」を延伸することが喫緊の課題となっています。

食中毒や感染症などは時代を反映し、広域的に拡大する健康被害が発生しています。このため、予防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築等による被害拡大防止対策が求められています。

人と動物の共生社会が浸透し、近年、動物愛護のニーズが高まる一方で、生活環境への影響や動物由来感染症が社会的問題として取り上げられています。

狂犬病予防法により設置された犬管理所は、老朽化が進み犬などを適切に管理ができているとは言えない状況です。

また、本市の施設は一時的な保護にも対応していることもあり、重要度が増しているため早急な施設整備と体制の充実が課題となっています。

施策の体系・内容

（1）健康づくり施策の推進

- ・がん予防法の普及啓発
- ・がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上
- ・喫煙・分煙に関する啓発と環境づくりの推進
- ・歯科保健や栄養改善、精神保健など心身両面における健康づくりの推進
- ・運動習慣の普及啓発

（2）健康危機管理体制の整備

- ・各種健康危機に関する知識の普及啓発、医療・関係機関との連携構築

（3）食と生活環境の安全確保

- ・関連施設の指導と検査体制の充実、検査機器の整備
- ・市民への情報提供

（4）人と動物が共生できる環境づくり

- ・動物（犬など）を保護する施設整備検討と体制の充実

施策5 地域医療

現状と課題

本市においては、がん、心疾患、脳血管疾患などの死亡率が高いため、専門的かつ高度な医療が求められています。また、糖尿病や腎(じん)疾患などの慢性疾患による死亡率も高いことから、病状に応じた継続的な医療が必要となっています。

地域で急性期医療を完結できる機能、回復期・慢性期医療に対応できる環境の整備、医療機関と福祉施設との連携体制の構築など、適切なケアが受けられる環境づくりが求められています。さらには、医療の安全性を脅かす医療事故や院内感染を防止する取組が求められています。

本市の救急医療体制は、軽症患者を診療する初期救急と入院治療を必要とする重症患者を診療する二次救急のそれぞれが市内医療機関によって構成されています。

初期救急は開業医を中心とした診療体制を敷いていますが、人口減少社会の進展に伴い市内診療所の減少が見込まれることや開業医の高齢化により、初期救急に従事する医師確保に困難が生じることが危惧されています。

また、初期救急のうち夜間急病センターにおいては、受診者数の減少が続いている状況にあることから、現体制を維持していくためには、今後、財政的に大きな負担となっていくことが見込まれます。

このため、本市の救急医療体制の在り方について、総合的に検討することが必要です。

市立病院については、平成29年3月に策定した新小樽市立病院改革プランの着実な推進による経営の効率化を図るとともに、後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を推進することが必要です。

施策の体系・内容

(1) 良質で安全な医療の提供

- ・ 医療機関相互や福祉施設などとのネットワーク化による地域医療の連携強化
- ・ 医療の安全確保を図るため医療事故や院内感染の防止に向けた取組
- ・ 医療機関の適切な利用方法等についての啓発や相談体制の充実

(2) 救急医療体制の充実

- ・ 救急医療体制の在り方についての総合的な検討

(3) 市立病院の経営効率化と役割の明確化

- ・ 新小樽市立病院改革プランの着実な推進による経営の効率化
- ・ 小児・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ・ 後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割の推進

施策6 男女共同参画社会

現状と課題

男女の固定的役割分担意識は少しずつ解消されつつありますが、家庭生活や地域活動、職場や社会通念において不平等感は解消されたとは言えません。性別にとらわれることなく、個人が尊重される環境づくりのための継続した意識啓発が必要です。

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に不可欠であり、社会全体で取り組む重要な課題となっています。

働き方改革が国をあげて進められる中、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化やワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

一方、女性に対する暴力の根絶を図ることも重要な課題のひとつであり、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を推進する必要があります。被害者の立場に沿った相談体制を整えるとともに、配偶者暴力においては子どもにも悪影響を与えるという認識のもと、関係機関が連携して問題解決にあたることが重要です。

性の多様性は個人の尊厳に関わる人権の問題ととらえ認識していく必要があることから、性的少数者への理解を深め、あらゆる性を尊重し合う社会づくりに向けて意識改革を進めていく必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
 - ・男女共同参画の意識の浸透
 - ・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
 - ・人権の尊重とあらゆる暴力根絶への取組
- (2) あらゆる分野への男女共同参画の推進
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・家庭・地域社会における男女共同参画の推進
 - ・就労の場における男女共同参画の推進
- (3) 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり
 - ・生涯にわたる健康支援
 - ・安心して暮らせる環境の整備

施策1 農林業

現状と課題

本市の農業は、平地が少なく、傾斜地が多い 地形のため、農家一戸当たりの耕作面積は狭小で、施設栽培（ミニトマト等）を中心に花き、果実などを主体とした小規模な都市近郊型農業が展開されています。

農業を取巻く状況は、就農者の高齢化による離農や後継者不足により近隣町村を大幅に上回るスピードで農家戸数の減少が続いているほか、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）や日EU経済連携協定（EPA）など、環境が大きく変わり、その影響も長期に及ぶことが想定されることから、農業生産基盤を整備し、担い手の育成や確保に努め、農地集積を計画的に行うとともに、作業量軽減のため施設栽培の導入促進など、引き続き耕作面積を維持する取組が必要となっています。

食の安全については、その意識が高まる中で、より安心で信頼できる品質の農産物を安定して供給することが求められていることから、農業者や農協等の生産者団体と連携し、本市農業や小樽産農産物に対する理解を深めてもらうことや、農産物直売所や公設青果地方卸売市場を活用し、農産物を安定して供給するなど、「新鮮」「安心」「安全」な小樽産農産物の普及拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

公設青果地方卸売市場については、安定した供給体制を確保するため、効率的な運用を図ることが求められています。

森林環境整備においては、市内の民有林（市有林を含む。）において、樹齢50年を超えて伐採期を迎える高齢林が7割以上を占め、適正な森林資源の循環利用を要することや、自然環境保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、関係機関と連携して森林の保全、整備に努める必要があります。

施策の体系・内容

（1）農業経営基盤の強化

- ・農地の確保、集積のため、農業生産基盤整備
- ・高収益型の農業を目指すため、施設栽培の促進
- ・クリーン農業生産技術の導入や普及
- ・小樽産農産物のブランド化推進
- ・担い手の育成・確保や新たな就農者の支援のための情報収集と提供

（2）市民に親しまれる地域農業の推進

- ・農産物直売所、公設青果地方卸売市場を活用した小樽産農産物の普及拡大
- ・公設青果地方卸売市場の市場機能の維持及び今後のあり方の研究

（3）森林環境の保全

- ・緑地環境の保全や水資源・森林資源の確保のため、森林の保護・育成
- ・安全な居住環境を確保するため、森林の崩壊危険箇所などの整備

施策2 水産業

現状と課題

本市の沿岸漁業は、様々な魚種が水揚げされており、魚種によって増減はあるものの、総量では安定した水揚げを保っています。将来にわたり水産物の安定供給を行うには、栽培漁業技術の開発や向上、稚魚種苗の放流への支援、海獣被害等の対策が求められています。また、高齢化に伴う漁業就業者の減少、水産物陸揚げ作業の安全確保や作業時間の短縮による鮮度保持、生産コストの縮減のため漁港施設の整備などが課題となっています。

沖合漁業は、本市の漁獲量の約6割、金額で約3割を占める重要な漁業ですが、漁獲規制の強化や海洋環境の変化などの影響で漁獲量などは減少傾向にあります。また、漁獲物の大部分は加工原料として使用されており、安定供給を行うには水産資源の管理が必要となっています。

水産加工業は、伝統と卓越した加工技術をもとに多様化する消費者ニーズに応える製品を製造していますが、漁獲量の減少による原料価格の高騰など厳しい経営環境となっており、製品の付加価値を高めることが重要であることから、小樽らしい水産加工品の開発の推進やブランド化を図り、消費拡大に繋げていくことが求められています。

小樽の水産物（鮮魚・加工品）の消費拡大に向けて、多様な媒体を活用した旬な情報や魅力の発信を行い、更なる知名度アップと新たなファンづくりを図る必要があります。

また、公設水産地方卸売市場については、水産物の安定した供給体制を確保のため、効率的な運営を図ることが求められています。

施策の体系・内容

（1）つくり育てる漁業・資源管理型漁業の推進

- ・栽培漁業技術の開発や向上への支援
- ・種苗や稚魚放流への支援
- ・水産物の安定供給のための資源管理
- ・トド等海獣、海洋汚染等による漁業被害の対策

（2）水産基盤等の整備

- ・漁場環境の保全
- ・担い手の育成（漁業従事者）
- ・漁港管理者と連携した漁港施設の整備

（3）水産物の付加価値を高める水産加工業の振興

- ・担い手の育成（水産加工従事者）
- ・小樽水産加工グランプリ開催による商品開発の促進及び消費拡大
- ・水産加工品のブランド化による水産物の付加価値向上

（4）地元水産物の消費拡大の推進

- ・地産地消の推進
- ・水産物の情報発信の継続、大都市圏での知名度向上
- ・「小樽の水産物」のファンづくりの推進
- ・公設水産地方卸売市場の市場機能の維持及び今後のあり方の研究

施策3 商工業・企業立地

現状と課題

地域経済活性化のためには中小企業を中心とした地場企業の発展が不可欠であることから、経営基盤の強化や創業の支援とともに、産学官金や異業種連携などのネットワークの形成を図るなど、新たな価値を創出する取組を進めることが必要となっています。

本市における製造品出荷額は増加傾向にあるものの、事業所数、従業者数は減少しており、製造業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。製造業は雇用の規模も大きく地域経済と市民生活の動向に大きな影響を与えることから、経済活動のグローバル化や価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地場企業が有する技術力や地域の強み、資源を生かしつつ、時代や市場のニーズに的確に対応していくことが求められています。

国内においては、人口減少や少子高齢化の進行により市場規模が縮小に向かうことが懸念される一方、アジアなどの世界各地では人口の増加と経済成長が続き、日本製品に対する評価も高いことから、国内とともに、こうした国や地域を視野に入れた新たな商品開発や市場開拓など、経営の革新が必要となっています。

小売業では、消費者の高齢化や商店数の減少、インターネット通販の充実などにより、消費者ニーズの多様化や購買環境が大きく変化していますが、暮らしに密着した商店街や市場では、商品・サービスの提供はもとより、地域コミュニティの担い手としての役割が求められています。また、個店経営者の高齢化が進み、持続的な経営が課題となってきていることから、事業承継に対する意識啓発や新規商業起業者への安定した経営支援が必要となっています。

卸売業は、流通システムの多様化や中小小売店の減少などから厳しい状況にあり、経営基盤の強化や卸売機能の効率化が必要となっています。

企業立地では、石狩湾新港地域や銭函工業団地において、経済状況の好転や人材確保への対応など環境変化に伴い、新たな企業の進出や操業、工場等の増設などの設備投資が続いており、石狩湾新港地域では、それらの状況を背景に新たな分譲地の開発を行っています。また、IT関連企業等の誘致に関わる補助金を創設することで、市内中心部における空店舗等の活用を促すとともに、企業が投資しやすい環境整備を進めています。

新たな企業の立地で投資が呼び込まれることにより、地域経済の活性化が図られるとともに、既存企業との連携強化による地場産業の振興や雇用機会の拡大が期待されます。そのため、本市の特性や地域資源、地理的優位性などの情報を効果的に発信するなど、今後も積極的な誘致活動を進めることが必要となっています。

施策の体系・内容

- (1) 経営基盤の強化と創業の促進
 - ・経営の安定化や設備の近代化、合理化に対する支援
 - ・事業承継に対する意識の醸成
 - ・関係機関と連携した相談体制や補助制度などによる創業支援
- (2) ネットワークの形成とものづくり産業の活性化
 - ・産学官金や異業種連携などのネットワーク形成
 - ・地域資源や知的財産を活用した付加価値の高い商品開発の支援
 - ・まちのイメージを生かした地場製品のブランド化
- (3) 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓
 - ・全国の物産展や展示会、商談会などへの出展支援
 - ・アジアなどの新たな市場における販路開拓
- (4) 商店街・市場の活性化
 - ・商店街や市場等のにぎわいづくりや魅力発信への支援
 - ・消費者ニーズに応える快適な買い物空間の整備
 - ・空き店舗活用支援
 - ・大型店による地域貢献活動の促進
 - ・アドバイザー派遣による個店の経営基盤や商圈の魅力強化
 - ・商店街や市場等の組織運営強化への支援
 - ・新規商業起業者への安定的な経営支援
- (5) 企業誘致活動の強化
 - ・首都圏等でのプロモーション活動の推進
 - ・情報収集ネットワークの拡大（企業誘致推進役の配置）
 - ・企業の設備投資動向の把握
 - ・操業・未操業企業等に対するフォローアップ
 - ・首都圏企業等と地場企業とのビジネスマッチング

施策4 観光

現状と課題

本市は、恵まれた自然環境や魅力ある都市景観を有し、年間約800万人の観光客が訪れる観光地として国内外で高い知名度を有しています。また、本市をとりまく観光の情勢をみると、北海道新幹線の札幌延伸や新千歳空港へのアジア各国からの直行便就航など、未だ大きな可能性を秘めていると言えます。今や、観光は、消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波及効果を生み出しており、本市の基幹産業の一つと言えます。

しかしながら、観光客の宿泊率が低く滞在時間が短いことが従前からの課題であり、一部の観光スポットのみならず、市内に潜在する多くの知られざる観光資源を掘り起こし、体験プログラムの充実を通じ、滞在型観光へ結び付けていくことなどがが必要です。また、施設などのハード面や市民のおもてなし意識の向上などのソフト両面の受入態勢の充実や本市の魅力の情報発信を継続して実施することが必要です。

さらに、より一層の観光振興を図るための新たな観光推進組織「地域DMO」構築の検討も必要となっています。

施策の体系・内容

（1）小樽の魅力を深める取組

- ・各種情報発信の強化
- ・小樽の“四季”の魅力発信
- ・歴史、文化、芸術の体験プログラムの構築
- ・小樽に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘
- ・観光客が快適に過ごせる環境整備
- ・日本遺産を活用した地域活性化
- ・滞在型観光に向けたプランの拡充
- ・ロケ誘致活動の推進
- ・自然環境を生かした誘客活動の推進

（2）小樽の魅力を広げる取組

- ・地域DMO構築を視野に入れたアプローチ
- ・広域的な観光圏の形成

（3）小樽の魅力を共有する取組

- ・外国人観光客との相互理解
- ・市民の観光への意識を高める活動の推進
- ・教育カリキュラム編成に向けた提案
- ・市民が観光客とふれあう機会の提供

施策5 港湾

現状と課題

小樽港は、外国貿易港として開港 120 年を迎える全国的にも歴史のある港です。これまで、時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進め、商港として発展してきました。

しかし、人口減少や太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、取扱貨物量はピーク時の4割程度に減少し、さらに近年は港湾施設の老朽化が顕著となっております。このため、老朽化が著しい施設の機能更新や既存施設の有効活用のほか、国内貨物の誘致や対岸諸国、北米地域などとの貿易拡大による物流の活性化を図っていくことが必要となっております。

一方クルーズ客船の誘致活動や受入体制の充実を進めてきたことで、道内有数の寄港地として知名度も向上してきていますが、さらに経済効果を高めるため、様々な協力・連携体制を強化しながらクルーズ客船誘致に取り組む必要があります。また、国内外の観光客や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用が求められています。

石狩湾新港は、道央圏のエネルギー供給拠点、食品・リサイクル貨物などの集積拠点としての機能の充実が進んでいますが、小樽港とともに北海道日本海側の拠点港として更なる発展をしていくためには、それぞれの特性を生かし、相互の連携を強めていく必要があります。また、石狩湾新港の背後地域においては、札幌圏の地理的優位性を生かして、今後とも未利用地を活用し、企業立地を推し進めるなど本地域を更に活性化する必要があります。

施策の体系・内容

(1) 物流の活性化

- ・取扱貨物の増大に向けたポートセールスの強化
- ・物流機能の集約化による荷役効率化の推進

(2) 観光・交流空間の創出

- ・クルーズ客船の寄港促進、受入体制の拡充
- ・歴史や文化、水辺を生かしたにぎわい空間の創出

(3) 安全・安心対策の推進

- ・計画的な老朽化対策による港湾機能の拡充
- ・災害時における物流機能の確保

(4) 石狩湾新港との連携

- ・石狩湾新港との連携を強化

施策6 雇用・労働

現状と課題

緩やかな景気回復が続く、労働市場では有効求人倍率がバブル期並みの水準になるなど人手不足感が高まっています。また、少子高齢化による生産年齢人口の減少や欧米と比べて低いとされる労働生産性が経済成長への制約として懸念されており、持続的な経済成長のためには、労働参加率や生産性を向上させていく取組が求められています。

本市における有効求人倍率は、平成21年度に0.36倍にまで落ち込んだ後は上昇を続け、ここ数年は1.0倍を超えています。また、全国平均を下回って推移しているほか、職種別の有効求人倍率には格差が見られ、求職者側と求人側との意向等が一致せず失業が発生しています。また、北海道における若年者の早期離職率は全国よりも高い状況にありますが、離職率が高いサービス業や建設業などが多い産業構造や非正規雇用の割合が高いことなどが背景として挙げられています。

少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、特に、若年者の市外流出が顕著となる中で、本市では企業誘致による雇用機会の拡大や地場産業の振興などによる安定した雇用の確保のほか、若年者の地元定着に向けた取組や早期離職対策、加えて女性や高齢者などへの就業支援を図る必要があります。また、多様な人材が個々の事情に応じて柔軟に働き方を選択することへの対応や長時間労働を是正し処遇改善を図るための業務効率化、省力化投資などに対する経営者の意識改革を図る取組が求められています。

近年では、経済活動の国際化や情報通信技術の進展がもたらす経済構造の変化などに対応できる人材が求められており、職業能力の開発や向上を図っていく必要があります。また、多様な働き方への対応やワーク・ライフ・バランスが求められる中で、すべての勤労者が健康で快適な生活を送ることができる職場環境づくりが求められています。

施策の体系・内容

(1) 安定した雇用の確保

- ・企業誘致の推進
- ・地元企業の活性化
- ・国や北海道など関係機関との連携

(2) 早期離職対策及び就業支援

- ・新規学卒者に対するキャリア教育や企業見学会等の実施
- ・女性、高齢者の就業支援
- ・障がい者の就業支援
- ・シルバー人材センターの活用
- ・季節労働者通年雇用促進協議会の事業活動支援
- ・U I J ターン希望者への就職支援

（3）職業能力などの開発・向上

- ・北海道職業能力開発大学校との連携
- ・小樽市事業内職業訓練センターの活用

（4）職場環境の整備

- ・労働実態調査
- ・労働時間、最低賃金制度などの周知
- ・労働安全衛生体制の啓発
- ・勤労者福祉向上のための共済制度の充実

施策1 上下水道

現状と課題

本市の水道は自然環境に恵まれた豊富な水源により、大正3年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われてきました。また、下水道は、昭和30年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。平成28年度末の水道普及率は99.9%、下水道普及率は98.9%であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。

水道水源には現在、汚染源はなく水質は安定しておりますが、今後も引き続き安全で良質な水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。

また、上下水道施設には老朽化した施設もあることから、機能を維持するため、適正な施設の維持管理による老朽施設の延命化と効果的な改築・更新を進めるとともに、災害に強い施設づくりや上下水道システムの効率化などが求められています。

将来の人口減少や社会情勢の変化から、上下水道事業の経営は厳しい状況にあり、持続可能で効率的な経営が求められています。また、市民を対象とした「水に関するアンケート」※では、上下水道事業への理解が不足しているとの結果が出ていることから、市民の視点に立った事業経営を目指すため、わかりやすい情報を提供することが求められています。

歴史的価値のある水道施設を有していることから、その有効活用や、循環型社会へ貢献するため、再生可能エネルギーの利活用などによる環境負荷の低減が求められています。

災害などによる上下水道施設への被害は、市民生活に大きな影響を与えることから、早期に施設の機能を回復させるための、危機管理対策の充実が求められています。また、災害時などは、近隣自治体との連携は不可欠であることから、広域連携の推進が求められています。

※平成29年6月から7月に実施したアンケートのこと。（市民約3千人に発送）

施策の体系・内容

- (1) 安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造
 - ・安全で良質な水の供給
 - ・公共用水域の水質保全
- (2) 上下水道機能の維持・強化
 - ・水道施設の機能維持・強化
 - ・下水道施設の機能維持・強化

（3）経営基盤の強化と市民の視点に立った事業経営

- ・財務体質の強化
- ・人材の育成と技術の継承
- ・広報活動の充実
- ・料金システムの充実

（4）資産・資源の有効活用

- ・資産の有効活用
- ・環境負荷の低減

（5）危機管理対策の充実と広域連携の推進

- ・危機管理対策の充実
- ・近隣自治体との連携

施策2 道路・河川

現状と課題

本市は、古くから自然発生的にまちなみが形成されてきたことに加え、地形的に山坂が多いことから、道幅が狭く急勾配の道路が数多く存在します。これらの中には老朽化しているものや未整備のものも多数あることから、緊急度や交通量、事業効果などを勘案した上で、道路の適切な整備や維持管理を行う必要があります。

また、橋りょうやトンネルなどの大規模構造物のほか、照明など道路附属物の老朽化が進む中で、日常のパトロールとともに定期的な点検を実施し、ライフサイクルコストの縮減を目指した計画的な修繕を行うことで、安全で円滑な交通の確保を図る必要があります。

市内には中小河川が数多く存在しますが、老朽化した河川施設や未整備の河川も多くあることから、河川の氾濫などによる水害を未然に防ぐため、河川改修や補修が必要となっています。

また、親水性などに配慮した快適な水辺環境が望まれていることから、沈砂池のしゅんせつによる水質の浄化などが必要となっています。

施策の体系・内容

（1）道路の整備、維持管理

- ・老朽化した道路や未舗装道路の改良
- ・側溝整備などによる排水機能の強化
- ・老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化

（2）河川の整備、維持管理

- ・河川改修などによる水害対策の強化
- ・親水性に配慮した河川の適切な維持管理

施策3 住宅

現状と課題

本市の既成市街地は、傾斜地に家が建ち、敷地や道路が狭あいで、老朽化した木造住宅も多く、人口減少に伴い空き家も増加している状況にあります。

また、防災や省エネのニーズへの対応、少子高齢化が進むなか、高齢者や障がい者の誰もが安心して住むことができ、子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境の確保が求められています。

このため、民間住宅についてはバリアフリー化や耐震化を含めたリフォームを促進し安心して安全に暮らせる住環境の整備が必要となっています。また、市営住宅については、市民の住宅セーフティネットとしての役割が求められていることから、計画的に建替え、改善及び用途廃止を進める必要があります。

中心市街地は、道路や公共施設などの社会基盤が既に整備され利便性が高いことから、まちなか居住の推進に努めます。

空家等については、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供、管理不全な空家等の解消のほか、移住・定住の促進などに向けた有効活用が求められています。

人口対策として移住希望者などに、豊かな自然やまちなみと調和した安全で快適な住みよいまちとしての情報提供が必要です。

施策の体系・内容

- (1) 安全で安心して快適に暮らせる住まいづくりの支援
 - ・民間住宅の提供（空き家・空き地バンク制度）
 - ・住宅リフォーム支援（小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度、小樽市住宅エコリフォーム助成制度、小樽市水洗便所等改造資金貸付制度、介護保険居宅介護住宅改修費）
- (2) 自然災害に強い住宅づくり
 - ・自然災害に強い住宅地（急傾斜地崩壊防止事業の推進、土砂災害警戒区域の指定）
 - ・自然災害に強い住宅（小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金）
- (3) 公的住宅の整備活用
 - ・公的住宅の供給及びストックの維持改善（小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画）
 - ・高齢化対応住宅の供給（高齢者、障がい者対応住宅の供給、ユニバーサルデザインの導入）
 - ・子育て世帯への住宅供給（既存借上公営住宅制度の導入）

テーマ4 生活基盤が充実した安全でくらしやすいまち（生活基盤）

（4）まちなか居住の推進

- ・ 公的住宅の供給（既存借上公営住宅制度の導入）

（5）空家等対策

- ・ 空家等の適正管理（所有者等の管理意識の向上、適正管理の情報提供）
- ・ 空家等の利活用（空き家・空き地バンク制度の充実）
- ・ 管理不全な空家等への対応（特定空家等への措置、小樽市特定空家等住宅除却費助成制度）
- ・ 相談・実施体制の整備（相談窓口の周知と関係部署との連携）

（6）移住者促進への情報提供の充実

- ・ 住宅土地の情報（空き家・空き地バンク制度で情報提供、体験移住希望者の体験ツアー）

施策4 除排雪

現状と課題

本市は豪雪地帯であり、地形的に山坂が多いうえ、比較的幅員の狭い道路が多い環境の中、降雪や積雪などにより歩行者や車両の通行に支障が出ることが少なくなく、また、多様化する市民生活に対応するため、効率的な除排雪作業などの雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要となっています。

少子高齢化が進むなか、お年寄りや子どもの安全な歩行空間の確保が必要となっているほか、自力では、置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策がもとめられています。

ロードヒーティング設備については、幹線道路を中心に平成29年4月現在約230か所設置されていますが、稼働後15年以上経過した施設は約210か所以上になり、早急な更新が必要になっています。

雪堆積場等については、地形的に山坂が多く、古くからまちなみが形成されていることから陸域での土地の確保が難しく、また、現在、使用している雪堆積場についても土地利用や周辺環境の変化により将来にわたり使用できるか課題がある。

施策の体系・内容

- (1) 効率的な雪対策の充実
 - ・地域総合除雪の計画や作業の内容の充実
 - ・除雪機械の維持・更新
 - ・他の道路管理者との除雪体制連絡会議の充実
 - ・バス事業者や教育関係者との連携の強化
 - ・ロードヒーティング設備の維持・更新
- (2) 市民との協働による雪対策の検討
 - ・雪対策に関する市民周知や市民からの意見聴取
 - ・砂まきボランティア制度の拡充・充実
 - ・貸出ダンプ制度の検討
- (3) 雪堆積場等の確保
 - ・雪堆積場等確保に向けた情報収集
 - ・雪堆積場等候補地の調査
 - ・雪堆積場等確保に向けた制度設計の検討

施策5 市街地整備

現状と課題

本市には多くの急傾斜地をもつ地形的な特性があり、また、古くから形成されてきた市街地では、狭い道路や老朽化した建築物が多く見られ、都市防災や都市機能の面での課題も少なくないことから、安全で快適な都市基盤の整備が求められています。また、全市的な人口減少の進行により、市全域において低密度化してきており、生活利便性の低下も懸念されています。

中心市街地においては、市民ニーズの多様化、総合的な商業業務機能の低下に対して、市街地機能の再生が求められています。また、小樽駅前周辺では、整備から年数が経過した建物が多いことや、駅前広場において車両の混雑や観光客の増加が見られるなど、中心地としての機能や魅力の向上、安全性の確保が課題となっています。

周辺の市街地の整備にあたっては、低・未利用地を有効活用するとともに、人口の動向や地域の実情を踏まえた上で、多様化するライフスタイルに対応し、自然環境と調和した整備を計画的に進めることが必要となっています。

北海道新幹線は新青森・新函館北斗間が平成28年3月に開業し、北海道に新幹線が上陸しました。新函館北斗・札幌間は平成24年の実施計画の認可以降、平成42年度の開業に向けて建設が進められており、市内でも既に建設工事が始められています。今後は、新幹線の整備効果を地域全体に生かすため、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進める必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 中心市街地の整備
 - ・ 第2次都市計画マスタープランの策定及び推進
- (2) 周辺市街地の整備
 - ・ 第2次都市計画マスタープランの策定及び推進
 - ・ 低・未利用地の活用の促進
- (3) 新幹線を活用したまちづくりの取組
 - ・ 調和のとれた土地利用の形成・観光との連携
 - ・ 交通ネットワークの形成
 - ・ 地域環境を生かしたまちなみ・景観等の形成
 - ・ 交通結節点における機能・施設の導入

施策6 交通

現状と課題

市内の路線バスの利用者数は、人口減少や少子高齢化などにより、2007（平成 19）年から 2016（平成 28）年にかけての 10 年間で、約 2 割減少しており、赤字路線が増加してきていることから、利用促進の取組や路線の再編が求められています。

特に、本市特有の地形による非効率的な運行やバス路線の距離が長いことなどから、これまで減便等による効率化がなされてきたが、利用者の減少が続くと、さらなる減便や路線の廃止など、市民生活に必要な公共交通の確保が難しくなることが課題となっています。

広域交通は、海上交通と陸上交通の結節点として、また、後志圏、札幌圏をはじめ道内外を含めた生活圏の拡大への対応、経済活動の促進、さらに、観光客の受け入れなどのため、利便性の高い交通の確保が必要となっている。

今後は、高齢化率の上昇に伴い、自家用車を運転できない、運転しない市民の増加が予想されるとともに、北海道新幹線の開業などにより交流人口のさらなる拡大が見込まれることから、公共交通の果たす役割は、ますます重要になっており、将来にわたり持続可能な公共交通を維持することが求められています。

北海道内外との連携や交流をより強化するため、北海道新幹線や北海道横断自動車道など、新たなネットワークづくりを進めるとともに、都市内交通との連携が求められています。

施策の体系・内容

- (1) 公共交通機関の利用促進
 - ・計画的かつ効果的な利用促進
- (2) 公共交通の利便性向上
 - ・計画的かつ効果的な交通網の整備
- (3) 交通環境の充実
 - ・安全な歩行空間の確保（鉄道駅のバリアフリー化）
 - ・情報通信技術の活用
- (4) 広域交通ネットワークの拡充
 - ・フェリー、鉄道、都市間バスなど既存の交通機能の充実
 - ・北海道新幹線新函館北斗・札幌間開業による広域交通ネットワークの拡充
 - ・北海道横断自動車道の整備促進による広域交通ネットワークの拡充

（5）新幹線の新駅からの2次交通の確保・充実（市内及び広域）

- ・新小樽（仮称）駅と小樽駅を結ぶ交通手段の強化
- ・市内各観光地へアクセスするバス交通の充実
- ・市内各地域からのアクセス強化
- ・タクシーサービスの充実
- ・北後志地域等との広域連携の強化

施策7 防災・危機管理

現状と課題

本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震や台風の発生、融雪期の増水などにより、崖崩れや地滑り、河川のはん濫、津波、高潮などの災害が起こりやすい環境にあります。

このため、土砂災害などに対する防災工事や建築物の耐震化などのハード対策と、災害に備えた警戒避難体制に係るソフト対策を組み合わせ、災害による被害の最小化を図る必要があります。

また、「自助・共助・公助」の役割分担のもとで、自主防災組織の育成を進め、住民組織やボランティアとの連携・協力体制、防災関係機関・民間企業・他の自治体との応援協力体制、災害発生時に単独での避難行動が困難な高齢者や障がい者に対する避難支援を充実していく必要があります。

国民保護法における武力攻撃事態等が発生した場合に備え、住民等を安全な場所へ避難させるための体制づくりを進める必要があります。

施策の体系・内容

（1）防災対策の推進

- ・小樽市耐震改修促進計画の推進
- ・急傾斜地等に関する防災対策の推進
- ・講習会などの開催や住民組織による訓練の実施を通じた、地域住民の防災意識の啓発

（2）災害応急活動体制の強化

- ・指定避難所における災害備蓄品の整備
- ・防災・災害情報の収集手段及び市民等への伝達手段の整備
- ・自主防災組織の拡充及び住民組織やボランティアとの協力体制の充実
- ・防災関係機関、民間企業、他の自治体との応援協力体制の充実
- ・避難行動要支援者に対する避難支援の充実

（3）国民保護措置の実施体制の確立

- ・国民保護情報の市民等への伝達手段の整備
- ・国民保護措置の的確迅速な実施のための庁内体制の整備及び関係機関との連携強化

施策8 消防

現状と課題

近年、全国各地において大規模地震や集中豪雨などによる甚大な被害が発生し、消防には迅速かつ的確な災害対応が求められています。このため、「消防力の整備指針」に基づき地域の実情に応じた消防力を計画的に整備するとともに、複雑多様化する各種災害や市民ニーズに対応するため、消防署所や車両の適正配置を行い、消防指令業務の共同運用など近隣消防本部との連携を含め、総合的な消防体制の強化を図る必要があります。

火災発生件数及び火災による死者数は、近年減少傾向にあり、火災予防の施策に一定の成果が見られますが、依然として建物火災が全火災の半数近くを占め、建物火災のうち住宅火災がその半数以上となっています。このため、市民に対しては市民防災組織と連携し住宅防火対策の周知を図り、事業所に対しては防火安全対策の徹底を求めるなど、防火意識の啓発や、安全、安心情報の発信を積極的に実施する必要があります。また、高齢化率の高い本市においては、救急救助体制の充実が求められております。

消防団は、地域防災力の中核として重要な組織であります。近年、消防団員は減少傾向にあります。このため、消防団員の加入促進を図るとともに、資機材や装備を充実させ、地域防災力の充実強化に取り組む必要があります。

施策の体系・内容

（1）消防体制の整備

- ・車両及び資機材等の軽量化及び高機能化による消防力の充実強化
- ・消防署所及び車両の適正配置

（2）火災予防の推進

- ・住宅防火対策の推進及び、市民及び事業所に対する防火安全対策の徹底
- ・市民防災組織と連携し、市民、事業所、観光客に対する防火意識の啓発、安全・安心情報の発信

（3）救急救助体制の充実

- ・応急手当の普及促進並びに各種災害等に対応する救急救助体制の充実

（4）消防団の強化

- ・消防団員の加入促進及び、資機材及び装備の強化

施策9 生活安全

現状と課題

交通事故の発生状況については、発生件数・死亡者数とも減少傾向にあるものの、高齢者が加害者又は被害者となる交通事故が全国的に問題化しており、本市も例外ではない。子どもや高齢者向けの交通安全教室を開催しているが、高齢者を対象とした交通安全啓発をさらに推進する必要があります。

防犯体制の整備については、防犯団体の支援のほか街路防犯灯助成事業により、夜間の安全が確保され、防犯活動の推進に寄与します。

消費生活の安定と向上に向けては、「小樽・北しりべし消費者センター」として、広域的な相談窓口の設置により、消費者相談件数は減少傾向にあるが、インターネットの普及などに伴う高度化・複雑化した消費者相談への相談員の対応力向上の必要があります。

施策の体系・内容

（1）交通安全教育の充実

- ・特に高齢者を対象とした交通安全教室のさらなる推進

（2）防犯体制の整備

- ・防犯団体等への支援
- ・街路防犯灯の設置や維持に係る助成

（3）高度化・複雑化した消費者相談内容への対応強化

- ・研修等への参加により相談員の対応力を向上し、高度化・複雑化している消費相談への対応を図ることによる、消費者の保護と自立支援の推進

施策1 環境保全

現状と課題

都市化の進展やライフスタイルの多様化により、近隣騒音や悪臭など都市生活型公害が顕在化し、より快適な環境を求める意識が高まる中で、工場や事業場の監視や指導の強化、開発行為に対する事前協議など、公害を未然に防止するための対応が求められています。

地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な取組が進んでいます。温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量を削減するためには、市民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが必要です。温暖化防止の意識の普及と啓発に努めていくことで、エネルギーの有効利用を推進し、環境負荷の低減を図る必要があります。

環境と経済のバランスの取れた社会をつくるためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。

自然とのふれあいを求め、海や山で余暇を過ごす人が増えていますが、その一方で、自然環境への負荷の増大が懸念されています。人と自然が共生していくための意識の普及と啓発により、自然環境の保全を図る必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 市民生活における環境保全対策の徹底
 - ・工場や事業場の監視や指導、開発行為に対する事前協議などの徹底
 - ・大気や水質などの環境調査の継続と、そのための機器整備の推進
- (2) 温暖化対策の推進
 - ・温暖化防止行動の啓発
 - ・資源・エネルギーの効率的活用の推進
 - ・再生可能エネルギーの活用に向けた情報収集や研究
- (3) 環境意識の高揚
 - ・様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進
 - ・市民との協働による環境美化活動の推進
- (4) 人と自然の共生
 - ・自然環境に対する保全意識の啓発
 - ・豊かな自然とふれあう環境づくり

施策2 循環型社会

現状と課題

市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成17年度の生活系ごみ減量化・有料化により、平成16年度の831gから平成20年度には472gまで減少し、その後リバウンドも見られず、堅調に推移しています。

また、市民一人1日当たりの生活系資源物排出量は、生活系ごみからの移行による増加を見込みましたが、排出抑制の施策等による減量効果もあって、近年は微増という状況になっています。

これまで分別や適正排出の啓発に努めてきましたが、今後も北しりべし廃棄物処理広域連合とも協力しながら、排出抑制に重点を置いた3Rのさらなる推進を検討していく必要があります。また、今後も進む高齢化や人口減少、災害発生時の廃棄物にも対応した将来の収集や処理体制についても、考えていく必要があります。

事業系ごみについては、生活系ごみに先行して平成12年度に減量化・有料化を行い、平成11年度の48,545トンから大きく減少し、平成13年度以降は2万トン前後で推移していますが、排出量の50%を超える生ごみ類の減量が課題となっています。

廃棄物最終処分場については、かさ上げなどにより延命化を進めていきますが、産業廃棄物最終処分場についても、延命化に取り組んでいく必要があります。

し尿処理については、老朽化した施設に替えて、平成27年度から水処理センターにおいて処理していますが、くみ取り世帯の生活雑排水対策や公衆トイレの整備も継続して進めていく必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 3Rの普及・推進
 - ・ 集団資源回収など自主的な活動への支援
 - ・ エコショップ認定制度の推進
- (2) ごみ・資源物の適正処理
 - ・ 効率的なごみ、資源物の収集運搬と適正排出指導
 - ・ 事業系一般廃棄物の排出抑制
 - ・ 北しりべし廃棄物処理広域連合との連携
 - ・ 最終処分場の維持管理及び拡張整備
 - ・ 不法投棄対策
- (3) し尿などの適正処理
 - ・ 合併処理浄化槽の普及（生活雑排水対策）
 - ・ 公衆トイレの整備

施策3 公園・緑地

現状と課題

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、個性的なまちなみを形成しており、今後もこの貴重な財産を失わないために、身近な緑の保全に努めていく必要があります。

平成29年3月末現在、開設している都市公園は93か所、面積128.7haで、市民一人当たりの面積は約10㎡となっており、全道平均（約38㎡（平成28年3月末現在））に対して低い水準であることから、計画的な公園・緑地の整備が求められています。

また、少子高齢化などによる社会情勢に対応するため、価値観の多様化する市民ニーズの把握に努め、子どもから高齢者まで、誰もが快適に利用し、楽しめる公園整備が必要であり、安全で安心な利用のための維持管理の充実も必要になっています。

緑化の推進については、市民を対象にした緑化講習会などの緑化関連行事や公共施設・民有空地を利用した花と緑のまちづくり事業などが進められていますが、将来にわたり緑と親しむ機会を増やすために、市民が気軽に緑とふれあう仕組みづくりや緑の活動団体の育成、支援、情報提供などの充実が必要となっています。

施策の体系・内容

（1）緑の保全

- ・山々、自然公園、防風保安林、市街地に残された貴重な樹木・樹林など、今ある緑の保全

（2）公園・緑地の整備

- ・公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新とバリアフリー化
- ・利用実態に合わせたリニューアル化やユニバーサルデザインの配慮など魅力ある公園・緑地の整備
- ・子供から高齢者や障がいのある人まで安全で安心して利用できる維持管理

（3）市民との協働による緑化の推進と支援体制

- ・緑化に関する活動団体や人材の育成・支援、緑化を進める情報や技術の普及
- ・緑化に関心を持ち、親しみ、ふれあう機会の確保

施策4 都市景観

現状と課題

変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの自然景観、港湾を軸に商都として発展してきた小樽の歴史を今に伝える運河や石造倉庫群などの歴史的建造物といった本市特有の景観資源を保全しながら、魅力的な都市景観を創出するため、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下「景観条例」といいます。）を制定しました。

本市は、平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成20年にはより良好な景観の形成を目指して「小樽市景観計画」（以下「景観計画」といいます。）を策定し、これに併せて景観条例を改正しました。

平成30年3月現在、景観条例において歴史的建造物96件を登録、そのうち79件を指定しているほか、保存樹木22本、保全樹林約19haを指定し、景観計画においては、市域全域を景観計画区域に定め、そのうち、歴史、文化等から見て小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域(131.6ha)」に指定して、小樽独自の歴史的な景観や自然景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成に努めてきました。

さらに、平成24年に北海道から一部権限移譲を受け、「小樽市屋外広告物条例」を制定し、本市独自の許可基準を設け景観の保全に努めています。

しかし、老朽化が進む歴史的建造物などの保全には維持補修経費の負担が伴うため、所有者の理解の下、市民共有の財産である景観資源の維持補修など、市民協働による取組が求められています。また、近年は観光客が増加する一方、まちなみ景観の創出への意識が薄い事業者も見受けられます。

景観計画、法や条例に基づく指導・助言によって、事業者や市民の意識高揚を図るとともに、市民が誇りを持ち、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる良好なまちなみ景観の形成を更に進めていくことが必要となっています。

施策の体系・内容

- (1) 歴史的建造物の保全
 - ・所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全
- (2) まちなみ景観の創出
 - ・実効性のある景観施策の推進による建築物等の景観誘導及び調和の取れた景観の創出
- (3) 自然景観等の保全
 - ・保存樹木及び保全樹林の指定による自然景観などの保全
- (4) 市民との協働による景観形成
 - ・市民への景観形成意識の啓発と自主的な景観形成活動の促進

施策1 社会教育

現状と課題

社会情勢の多様化、複雑化が進行する現代にあって、市民一人ひとりのライフステージに応じた学習機会の提供をさらに進めることが必要とされています。また、その学習した成果を活用し、地域社会の活力の向上に貢献することができるよう、学びと活動の循環を促す社会教育活動の推進が求められています。

さらに、地域社会等のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く社会状況の変化の中で家庭における教育力の向上に取り組む必要があります。

また、学習や情報発信の拠点となる社会教育施設は、機能の多様化が求められています。

さらに、あらゆる世代が、参加・参画できる学習機会・学習環境を充実させることが求められています。

施策の体系・内容

(1) 生涯各期における学習機会の充実

- ・市民の多様な学習ニーズに応じた学習講座を開催
- ・生涯学習プラザや学校施設の活用促進

(2) 「学び」と「活動」の循環の推進

- ・社会教育団体などと連携した取組の推進
- ・家庭教育に関する取組の充実

(3) 図書館の利活用の促進

- ・学校図書館などとの連携による子どもが自ら読書に親しめる環境の整備
- ・郷土資料の収集・保存、レファレンス機能の充実
- ・市民との協働や他団体との様々な連携による事業の拡大

(4) 総合博物館の利活用の促進

- ・地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究や資料収集
- ・資料展示や企画展、科学体験などを重視した普及講座の充実
- ・蒸気機関車の動態展示の活用、鉄道車両の保存・修復
- ・学校教育と連携した学習支援の充実

(5) 文学館、美術館の利活用の促進

- ・小樽にゆかりのある作家や作品の調査・研究、資料収集及び保存
- ・特別展や企画展、講座の充実

施策2 文化芸術

現状と課題

社会情勢が著しく変化する現代にあって、精神的な豊かさを求める意識が高まり、市民生活にゆとりと潤いをもたらす文化芸術の役割が重要となっています。

本市には文化芸術を親しむ市民や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果を発表する機会の充実が求められています。また、プロ・アマ・年齢を問わず、文化芸術愛好者が交流することによる活動の活性化が期待されています。

さらに、様々な文化芸術活動においては、担い手の高齢化が進み、後継者不足や活動の縮小が懸念されることから、活動の充実を図るため、次世代に繋がる人材の育成が必要とされています。

また、本市には、多種多様な文化財などの歴史文化資源が存在していますが、これらの文化財の価値を総合的に把握するとともに、関連する文化財と周辺環境を一体として保存・活用し、個性豊かな地域づくりを進める必要があります。

施策の体系・内容

（1）文化芸術の振興

- ・文化団体等への支援
- ・文化芸術活動の場の充実と、団体及び個人の活動状況に関する情報発信
- ・文化芸術活動への人材育成
- ・文化芸術に親しむ機会の提供と、市民参加の拡大

（2）文化財などの保存と活用

- ・歴史文化資源の適切な保存と市民意識の醸成
- ・文化財群を総合的に活用した地域活性化
- ・無形民俗文化財や無形文化財の保存継承、市民参加の拡大

施策3 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

健康に対する関心の高まりとともに、スポーツに対するニーズは高まっています。近年、運動・スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになってきました。また、スポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し、医療費抑制効果があるとの調査結果もあります。こうしたことから、スポーツを通じて心身の健康増進を図り、健康で活かに満ちた地域社会を実現するため、市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備が求められています。

また、市内の体育施設の多くは老朽化が進んでいることから、市民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりなどの拠点施設として安全・安心に利用していただけるよう整備するとともに、適正な運営等を行い、利用促進を図る必要があります。

施策の体系・内容

- (1) 生涯スポーツの普及、競技力の向上
 - ・市民体育大会や各種スポーツ教室等の開催
 - ・体育施設や学校施設の利活用
- (2) スポーツ団体等との連携、支援
 - ・スポーツ団体等との連携した取組の推進、支援
 - ・スポーツイベント等の積極的な情報発信
- (3) 体育施設の整備と適正な運営等
 - ・体育施設の整備と適正な運営、維持管理

施策4 国際交流

現状と課題

社会のグローバル化が進み、多くの国の人が訪れる本市においては、異なる文化を理解し合える国際的な感覚が求められています。

現在、姉妹都市であるナホトカ市（ロシア）、ダニーデン市（ニュージーランド）、ソウル特別市江西区（韓国）と、周年行事を中心として、使節団の相互訪問などを通じて安定的に交流を行っています。

姉妹都市との交流は、互いの文化に触れる貴重な機会であり、市民の国際感覚を養うとともに、都市間の友好を深め、本市の知名度向上や文化・経済の発展を図るため、今後も継続していくことが重要と考えられますが、ホストファミリーや通訳ボランティアなどの受け入れ体制の充実や、公式文書の翻訳など専門性の高い業務を行う体制づくりが課題となっています。

本市に居住する外国人は、平成29年12月現在で約600人であり、増加傾向が続いています。これらの方が本市での暮らしに魅力を感じ、安心して生活を送ることができるよう、言語学習などのサポートが求められています。

施策の体系・内容

（1）姉妹都市との交流の継続

- ・ナホトカ市、ダニーデン市、ソウル特別市江西区との相互交流

（2）外国人との交流機会の拡大

- ・本市に居住する外国人への言語学習などのサポート
- ・ホストファミリーや通訳ボランティアの充実
- ・国際交流団体等が開催するイベント等への参加機会や情報提供の充実

1 市民参加と協働によるまちづくりの推進

現状と課題

人口減少や少子高齢化がますます進行し、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。また、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、市民ニーズや地域が抱える課題が複雑・多様化する中、地域を支える人材の高齢化や担い手の不足により、まちづくりの中心となる町内会などの地域コミュニティの維持が懸念されています。

このため、町内会は市やボランティア等の市民団体と連携して、幅広い世代の地域住民が新たに町内会へ加入するように促進し、様々な交流や活動を通じて、住民同士がお互いに支え合い、安全で安心なまちづくりに取り組むことが求められています。

これまで、まちづくりに関わるボランティア等の市民団体等との協働による活動が行われ、産・学・官連携による取組も進められていますが、地域における様々な課題を解消するために、より一層の連携を図り、民間企業や大学、研究機関等が持つ知的資源などを有効に活用することが必要と考えられます。

基本的な考え方

(1) 多様な世代による市民参加の促進

市民一人一人が自治の主役として、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加し、協働しながらより良いまちづくりを推進し、豊かで活力ある地域社会の実現を図るため、市民が必要とする情報が容易に入手できる環境を整え、市民の意見や提言が市政に反映される市民参加型の市政運営を進めます。

ホームページや広報紙の充実、情報公開制度の活用などにより、市政情報の積極的な提供に努めるとともに、条例や計画等の案に対する意見等を求めるパブリックコメント制度や審議会等の市民公募委員候補者の登録制度などを通じて、これまで以上に、市民意見の市政への反映を図ります。

また、市政運営における市民参加の場面を設ける際には、子育て世代、若者や子どもたちが市政を身近に感じ、積極的にまちづくりに参加できるようにするため、世代や性別、地域性を十分意識するとともに、時間や場所にも配慮するなど、多様な意見が市政に反映されやすい環境づくりに取り組みます。

(2) 地域コミュニティ活動の活性化

地域住民がまちづくりについて関心を持ってもらうために、地域ごとの魅力や特性を生かした活動等に積極的に参加できるような機会を増やし、その中で、参加者が地域の諸問題について活発に意見を出し合い、解決に向けて活動できるように努めます。

また、地域で活動する町内会及びボランティア等の市民団体が、地域コミュニティ活動を自立的かつ継続的に行うために、リーダー的な役割を担う人材の育成や活動拠点の提供、そ

市政運営の基本姿勢

の他の必要な支援の充実に努めます。

(3) 民間企業や大学等との連携

地域における課題解決力の強化のため、民間企業や大学、研究機関等との連携を図り、地域活動に必要な専門知識や能力、ノウハウなどを活用した取組を推進するよう努めます。

2 持続可能な行財政運営の推進

現状と課題

【財政健全化の推進】

本市は、「真の財政健全化」に向けて、これまでに他会計や基金からの借入金の返済を計画的に進めていますが、近年の地方交付税の削減や市税収入が伸び悩む中で、必要な行政サービスを維持していかなければならず、厳しい財政状況にあります。

また、本市の財政は、中期財政収支見通しにおいても、予算編成に当たって多額の財源不足が生じ、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算を編成できない厳しい状況が続くことが見込まれます。

このため、今後とも財政健全化の取組を継続するとともに、国の動向も注視しながら、中長期的な収支を見据えた財政運営が必要となっています。

【目標管理型の市政運営の推進・人材育成の推進及び効率的な組織体制づくり】

本市では、人口減少や少子高齢化が進む中で、行政に対する需要はますます多様化しており、現状では対応が困難になるおそれがあります。そのため、行政評価を通じた「目標管理型の市政運営」の推進を図るための仕組みづくりを進めるほか、職員数が減少する中で、多様な行政需要に対応するため、職員の資質能力の向上を図るなど、人材育成を推進するとともに、効率的な行政運営を行える組織体制づくりが必要となっています。

【公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化】

本市では、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、これまで多くの公共施設等[※]を整備してきましたが、これらの施設の老朽化が進んでいます。

しかしながら、長らく続く人口減少や、少子高齢化等による人口構造の変化が見込まれることから、公共施設等の総量をこれからの人口に見合ったものに最適化していくことや、人口構造の変化に対応した施設機能の在り方を検討する必要があります。

また、財政状況を取り巻く環境が厳しくなる一方、老朽化が進む多くの公共施設等について、今後は大規模改修や建替えなどが見込まれることから、更新費用と財政の見通しについての確に把握し、どのように維持管理していくかを検討する必要があります。

さらに、耐震化対策が進んでいない施設については、建物の安全性の確保に向けた対策が必要です。

※小樽市公共施設等総合管理計画における用語で、「公共施設」、「インフラ施設」及び「公営企業施設」を意味します。

基本的な考え方

(1) 財政健全化の推進

本市の財政は非常に厳しい状況にあり、将来に向けて持続可能な財政運営を進めていくには、人口や財政の規模に見合った市政運営や、引き続き行財政改革の取組を推進していく必要があり、限られた財源を効率的かつ有効的に活用できるよう、全ての事務事業について費用対効果を点検・検証の上、優先度による「選択と集中」を図ります。

(2) 目標管理型の市政運営の推進

総合計画の推進に当たっては、行政評価による点検を行い、それぞれの施策の課題や今後の方向性について整理し、目標の達成に向けた効果的・効率的な施策展開を図ります。

また、行政評価では、成果指標を用いて目標の達成状況の確認などを行い、「何を行ったか」よりも「どのような効果がもたらされたか」という成果を重視した市政運営に努めます。

(3) 人材育成の推進及び効率的な組織体制づくり

「小樽市人材育成基本方針」に基づき、多様な行政需要に対応できるように、職員の資質能力の向上を図ります。

また、社会情勢の変化や新たな行政課題に迅速に対応するとともに、市民ニーズの多様化に的確に対応できるよう、業務の効率化、省力化及び集約化を図り、より効率的な組織体制づくりに努めます。

(4) 公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化

今後、公共施設を更新する場合は周辺施設との複合化を進め、既存施設についても他用途への転換等を図ることにより、施設総量の削減と行政サービスの充実や効率化を目指します。

また、民間活力の活用や、予防保全型の維持管理[※]への転換を目指すことで、公共施設等の維持管理経費や更新費用の平準化と縮減を図り、施設の長寿命化に資する計画を定め、適切な維持管理に努めます。

耐震性が確認されていない公共施設については、必要に応じて耐震診断を行い、重要度などに応じて、適宜、耐震化を進めます。

一方、有効活用が難しい公共施設については、積極的に売却、賃貸等を検討しますが、安全性に問題のある施設については、市民の安全を確保するために、適宜、除却を進めます。

[※]施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理の手法をいう。

3 広域連携の推進

現状と課題

本市は、道央圏の西部及び後志圏の東端に位置し、両圏域をつなぐ都市として重要な役割を担っています。これらの圏域は、鉄道や高速道路・国道などの幹線道路で結ばれ、情報ネットワークの発達も相まって、市民の日常生活圏は広域化しており、行政サービスにおいても、行政区域の垣根を越えて、多様な市民ニーズに応えていくことが求められています。

現在、多くの自治体は財政状況の悪化に直面していますが、教育、保健、医療、防災など市民生活に密接な住民サービスは安定的に提供していかなければなりません。しかしながら、人口減少社会が到来し、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスを今後も維持し、提供し続けることは、ますます難しくなることが予想されます。

今後は、住民サービスの維持・向上と効率的な行財政運営を推進するためにも、各自治体が市民交流や経済交流のみならず、公共施設を相互利活用できる仕組みづくりなども必要となり、また、協議会や機関等の共同設置や事務の委託などについて、自治体ごとの特性を生かした適切な役割分担を踏まえながら、行政区域を越えた広域連携の取組をより一層推進することが求められています。

本市においては、北後志圏の中心市として定住自立圏共生ビジョンを策定し、北後志5町村と「北しりべし定住自立圏」を構成しています。また、「石狩湾新港管理組合」、「北しりべし廃棄物処理広域連合」などに参画し、構成団体に共通する行政課題に共同で取り組んでいます。

今後においても、道路交通網の整備や北海道新幹線の札幌延伸、地域公共交通の維持・確保など、複数の地域や団体で連携して取り組むべき課題が増える傾向にあることから、長期的な視点に立って、広域的な取組が重要となっています。

基本的な考え方

(1) 行政区域を越えた連携の推進

定住自立圏構想に基づく取組を引き続き推進するとともに、今後、北後志圏のみならず、後志圏全域や道央圏の各市町村と幅広い協力体制を構築することを目指します。

その上で、安定した市民サービスを効率的に提供するため、近隣市町村との緊密な連携や役割分担のもと、産業、交通、医療、福祉、消防、防災など、市民生活に関わりの深い分野についての計画や事業を協力して推進できる体制の構築を図ります。

また、市民サービスの利便性向上のため、文化・スポーツ施設などの公共施設についても、個々の行政区域を越えて相互利用することができる仕組みづくりを推進します。

特に、本市と隣接する市町村との交流については、行政分野や経済分野のみならず、住民レベルでの身近な交流機会の拡大に努めます。

(2) 広域的、長期的な課題解決への取組

高速道路をはじめとする幹線道路の整備や北海道新幹線の札幌延伸など、道央圏や後志圏における共通の行政課題については、関係市町村が共同して要望活動に取り組むなど、広域的な観点により事業の推進に努めます。

また、後志圏においては、管内全市町村が加盟する「後志総合開発期成会」を通じ、交通ネットワークの維持・確保や観光を軸とした産業振興などについて、国や関係機関などへの要望活動に取り組めます。